



世田谷

区議会だより

No. 35

11/1

発行 昭和47年11月1日
発行所 世田谷区世田谷四丁目21-27
世田谷区議会事務局 ☎412-1111(代)
郵便番号 154
発行人 事務局長 大場啓二

公選実現後の区政を展望する

●特別区自治権拡充運動の課題

佐藤 竺二

品川区議会が区長準公選実施に踏み切ったことにより、国の区長公選制実現のための作業も急進展をみせている。準公選については、区長公選に賛成する立場からも、現行選任方式に矛盾することを理由に批判が加えられているが、問題は区長公選制の復活を拒み続けてきた側にあることはいうまでもない。

それはともかく、現在の動きから推測する限り、区長公選の実現は意外に早いものと思われる。だがその場合、はたして区側

に対応できる準備が十分整っているかどうか。もしかりにその点で問題を残しているとなると、区長公選制復活の原動力となつた住民運動のエネルギーが、今度は区政を大きく揺さぶることにならう。というのは、区長公選制の実現は、ただ単に区長の選任方法を変えるだけの意味にとどまるものでなく、それによって特別区を真に住民の要望にこたえられるものにするねらいがこめられているからである。

公選区長が、区民の期待にこたえるため

には、従来区議会を中心とする自治権拡充運動が主張してきたように、区への大幅な事務移管と財政自主権の確立が必要であり、さらに区の人事権の確保も望まれる。もとより、これはある程度まで国の姿勢にかかわることであり、現在の改革方向も都から区への権限移譲を合わせ考える形が進んでいるようである。また、都知事も、準公選に対してすでに基本的にそのような方針を打ち出す旨言明している。

だが、このような動きのなかで、区側も十分心して公選制の実現を迎える必要がある。これから移管の予定されるゴミ処理や保健衛生などの事務は、区にとって未経験のものが多く、やっかいなものばかりである。しかも、これまでは区には権限がないことを理由に区民の追及をのがれることはできたが、今後はそうはいかない。権限の取得は責任の負担ともなうからである。

また、これまでは、現行選任制のもとでかりに区長選任の空白期間が長い場合はあったも、基本的には自民党の多数を占める区議会とその意向を反映した区長の選出ということで、どこでも区長と区議会との関係は決定的対立にまで陥ることはなかった。だが、今回の公選実現の有力な根拠の一つが、昨年の統一地方選挙において14区に上る区議会ですべて完全な多党分立が進み、選任が困難になったことにあることから想像されるように、区議会の多党化とそれにもなう与野党の構成の浮動性が強まるものと思われる。この点もまた従来の各区政がまったく体験したことのない状況であり、そのなかでの区政の安定性をどのようにして確立していくかが大きな課題となる。

最後に、自治権復活後の区と都との関係もまた重要であろう。これまで区側はその自主性をそこなうほど都に何かと依存する面が大きく、他方都側も区の自主性を無視して行動する傾向が強かった。このような慣行を脱却して、おたがいの自治体としての自主性を尊重しあいながら好ましい対応関係をつくりだしていくことも、決してそれほど簡単なことではないのである。



移管が予想される保健行政には、健康都市としてのきめ細かい施策が期待されている。写真=梅丘保健所の幼児診断



さとう・あつし

成蹊大学教授
行政学

第二回臨時会 8/16 ↓ 17

第二回臨時会は、下水道枝線工事請負契約など急務を要する案件審議のため、8月16、17の両日にわたり開かれた。上程された議案は専決処分も含めて四件。いずれも全会一致で原案どおり可決した(契約議案は、工費、契約の相手方、工期の順に記載)。

●下水道枝線工事請負契約(代沢四丁目、代田一丁目付近)

一億八四〇万円。会津工業。昭和48年1月27日。なお、これは、下水道施設の立ちおくれ解消策として区が手がける最初の枝線工事である。

●砧幼稚園新築工事請負契約

建設地喜多見六丁目九。四九七〇万円。小野建設。昭和48年3月20日。

●宇奈根排水涵管改築工事施行委託契約締結の専決処分報告

宇奈根二丁目二番先の公共溝渠流末

と多摩川を結ぶ工事。七四三〇万円。建設省関東地方建設局。昭和48年3月31日。建設省に施工を委託したのは同省が多摩川の管理者であるため。専決処分としたのは年度内着工に必要な事務的手続きを急いだ関係から。

●故外山収入役への退職手当功勞加算生前の功績にむくいるため、退職手当を五割加算して支給する。

※専決処分とは
予算、条例など区政の重要なことは、区議会の議決を経て執行されるが、①仕事緊急を要する場合、②議会を開くことができない場合、③議会からまかされた場合などには区長だけで決定することができ、これを専決処分という。またこの場合、区長はあとで議会に報告する義務があり、これを専決処分報告という。

第三回定例会 9/20 ↓ 29

第三次補正予算、下水道枝線工事契約など三十件を可決

第三回定例会は、9月20日から29日までの会期十日間で開かれた。この定例会では、区長提出議案の二十九件と議員発議による意見書案を加えた合計三十議案が審議され、いずれも原案どおり可決された。このほか、議会の報告や定期監査報告など十一件が承認された。

会期中には本会議が四回開かれ、そのおもな議事内容はつぎのとおりである。

- 20日 各党代表質問。区長提出議案二十六件の審査付託。報告八件の承認。議員発議による意見書の可決。請願・陳情の審査付託。
- 27日 下水道工事契約一件の追加付託。
- 29日 区長提出議案二十七件を委員会

- 決定どおり可決。名誉区民選定同意と委員会審査の終えた請願・陳情の可決。報告三件を承認。請願・陳情の新規付託と議会閉会中に各委員会が審査する事案の付託。
- (一)一般会計第三次補正予算は次ページ参照。契約議案のうち、金額は工費、社名は契約の相手方、年月日は工期、カッコ内の費否の表記のうち、無所属の態度が分かれた場合の無(本)〃本多シズエ、無(志)〃志茂京子。
- 一般会計第三次補正予算(賛成 自公民無)
- 国保事業会計第一次補正予算(賛成 自公民無)
- 人件費約九五〇万円の追加で、補正後の予算総額は四億八一九六万余円。
- 下水道枝線工事請負契約 六件(賛成)
- 北沢二丁目付近 九二〇〇万円。高

橋組興業。昭和48年3月9日。

- 三宿二丁目付近 四〇五〇万円。三京建設。昭和48年2月26日。
- 代沢三、三丁目付近 五四八〇万円。豊田土建。昭和48年2月14日。
- 代沢四丁目付近 九七六〇万円。浅野建設。昭和48年3月9日。
- 代沢五丁目付近 八三〇〇万円。梅原工業。昭和48年3月9日。
- 松原五、六丁目付近 一億〇三〇〇万円。日産建設。昭和48年2月14日。
- 鳥山北小分校新築工事請負契約(賛成)
- 鉄筋三階建て校舎および体育館。建物延べ面積五〇九七平方。二億二千万円。協栄組。昭和48年7月30日。
- 中丸小校舎改築工事請負契約(賛成)
- 六一九五万円。門脇建設。昭和48年6月20日。
- 北沢中校舎改築工事請負契約(賛成)
- 五五二七万円。東波建設。昭和48年6月20日。
- 奥沢保育園・保母寮併設新築工事請負契約(賛成)
- 建設地奥沢二丁目三番。一、二階が保育園で三階が保母寮。建物面積八二七平方。五六五〇万円。柴田組。昭和48年6月20日。
- 世田谷公園改修第三期工事請負契約(賛成)
- 庭球場・管理施設等。二九五〇万円。東京植木。昭和48年3月22日。
- 二子玉川緑地運動場建設工事請負契約(賛成)
- 野球場、サッカー場、運動広場など面積一五万六二八平方。七八〇〇万円。増岡組東京支店。昭和48年3月22日。
- 奥沢区民センター改装工事請負契約(賛成)
- 奥沢センタービル(奥沢三丁目三一九)の二、三階部分を集会室、図書館など区民施設として改装するもの。五三五〇万円。フジタ工業東京支店。昭和47年12月25日。
- 区民会館設置管理条例改正(賛成)
- 区民の利用度にあわせ小集会室を大集会室に改装、これに伴う利用料金の整備。
- 保育園新設に伴う条例改正(賛成)
- 希望丘保育園(船橋六丁目二六一五

一〇二。開設予定は11月。

- 水防・応急業務従事者損害補償条例の改正(賛成)
- 補償基礎額の引上げと「特殊防災業務に従事した者の特例」条文の新設等。
- 収入役の選任同意(賛成 自公民無)
- 8月2日死亡した外山章二収入役の後任として、宇田川義信(太子堂四丁目六一七。五十九歳)の任命に同意。
- 名誉区民選定の同意(多数)
- 毛利博一 九十一歳。奥沢八丁目三四一八
- 区制施行四十周年を記念し選定されるもので、昭和37年の大場信統氏(故人)につぐ名誉区民第二号。
- 区長公選制復活等に関する意見書(賛成)
- 一頁目は三ページ
- 報告 十一件
- 昭和四十六年度開発公社の事業報告と昭和四十七年度事業計画、収支予算教育文化会館用地など十四万所、総面積二万三五一七平方の用地買収事業。収支予算総額は二五億〇八七五万円。
- 昭和四十七年度定期監査報告(教育委員会関係)
- 昭和四十七年度定期監査報告(区役所関係)
- 昭和四十七年四月分列月出納検査
- 昭和四十七年五月分列月出納検査
- 昭和四十七年六月分列月出納検査
- ガス料金改正に関する要望書
- 日中国交回復促進に関する要請書
- 新玉川線の早期開通に関する要望書
- 地下鉄十一号線の早期開通に関する要望書
- 個人企業の事業主報酬実現に関する要望書

●区道認定 8件 (賛成全員)

所在地	延長(m)
松原二丁目12-9~同13-3	93.20
松原四丁目16-7~同18-17	184.20
代田四丁目26-18~松原五丁目6-6	287.80
世田谷四丁目25-3~同26-2	149.80
駒沢五丁目12, 13地内	156.20
中町四丁目35, 36地内	76.40
八幡山一丁目18-15~同18-22	136.40
給田三丁目8地内	96.20
計	1180.20

●区道の認定および廃止(真成)
三軒茶屋二丁目一世田谷郵便局舎
建設に伴う道路整備と敷地内区道の廃

止。認定部分延長七〇メートル、廃止部分延
長七十一メートル。

人件費を中心に十二億円追加 第三次一般会計補正予算

9月29日成立した一般会計第三次補
正予算は、一二億六三三〇万四千円を
追加計上している。これにより補正後
の区一般会計予算総額は二四四億二七
三三万一千円となった。

歳出のおもな内容は、職員増員によ
る人件費不足額とされる6月に実施され
た区議・特別職・非常勤職員の報酬・
給与改定に伴う人件費約七億三一〇〇
万円が大半を占めている。このほか、

下水道枝線工事費二億三千万円、保健
センター建設積立金一億円などいわゆ
る投資的経費に約三億四三〇〇万円が
投入された。また、小中学校の光化学
スモッグ対策費二九〇〇万円、幼稚園
就園奨励費補助金二四〇〇万円、奥沢
区民センター運営経費など一般行政費
に約一億八七〇〇万円が計上されてい
る。他方、この議案とあわせて、四十
七年度内に用地買収や日照問題で工事

の見通しがたかない奥沢保育園など、
保育園、小中学校新改築事業費五件約
三億八千万円の繰越しも議決された。
審議では、まず歳入で、区税収入の
見込みや、国、都の支出金の性格など
が主としてただされた。一方、歳出で
は、下水道枝線工事経費は単価が上が
っただけで実質的な管延長となってい
ない、奥沢区民センター管理経費の内
容が不明確だ、幼稚園就園奨励費補助
金は公私立の格差拡大が心配だ、など
の点について論議が展開された。

これらに対し理事者は次のように答
えている。下水道の単価引上げは、都
の委託金の単価との間に差が出て計画
したとおりの工事ができなかったため、都
と交渉して予算措置したものである。
奥沢センターの経費は清掃委託、借地
料などであり、権利関係等を明確にし
て契約していく。幼稚園の就園助成費
は国の方針であって、財源も三分の一
が国から出ている。格差是正は都でも
検討中であり区としても努力する。

意見書 要望書

日中国交回復促進に関する要請書

わが国と中国とは、歴史、文化、
経済の深い関係にあり、国交を回復
することは世論の期待するところだ
である。政府並びに関係機関は、平和
共存の立場にたち、一日も早く日中
国交回復を促進し、世界の平和と繁
栄のため寄与することを要望する。

9月5日提出

内閣総理大臣・外務大臣あて

ガス料金改正に関する要望書

諸物価の高騰に加え、八月に予定
されているガス基本料金の大幅アップ
は低所得者の生活に多大な影響を
与えるので、特段の配慮を要望する。

7月13日提出

通産大臣あて

新玉川線の早期開通に関する 要望書

新玉川線の早期完成につき、左記
事項を強く要望する。

- ①当初計画に近づけるため、渋谷
駅の折返し運転でも実施すること。
- ②三軒茶屋出入口は、四方所設置す
ること。
- ③東急世田谷線との連絡通
路は地下道によること。
- ④工事公害
事故を絶対起こさないこと。

9月29日提出

東急電鉄社長あて

地下鉄十一号線の早期開通に 関する要望書

新玉川線並びに地下鉄十一号線の
早期完成につき、左記事項を強く要
望する。

- ①早期開通に最善をつくすこと。
- ②新玉川線が渋谷駅で折返し運転で
きるよう協力すること。

9月29日提出

帝都高速度交通営団総裁あて

個人企業の事業主報酬実現に 関する要望書

中小企業関係諸団体は、個人企業
の事業主報酬の分離課税制度の実現
を望んでいる。この問題について、
税制調査会が検討をはじめていると
聞いている。現行税制の改正にあた
り、個人零細企業の健全な発展のた
めに事業主報酬制度の実現を強く要
望する。

9月29日提出

税制調査会長あて

区長公選制復活等に関する 意見書

二十三特別区議会は、区長公選制
の復活を中心に事務事業の移管、財
政権・人事権の確立などの実現を訴
えてきている。また、区民自治意識
の高揚は、区公選運動などの形で活
発化し、この実現を望む声はきわめ
て強くなってきている。

政府は自治法を改正し、すみやか
に区長公選制を復活されるよう強く
要望し、意見書を提出する。

9月22日議決

内閣総理大臣・自治大臣あて

審議の結果、小中学校光化学スモッグ
対策経費や訪問学級調査費などの新
規計上が評価された。だが反面、環境
部を新設して環境行政を統合したもの
の予算面では一本化されていないとか、
住民不安解消のため河川水防工事経費
はもつと増額すべきだ、日照問題で保
育園や小中学校の新築工事経費を繰り
越しているが住民との関係が密接な施
設だけに問題がある、今後の事業計画
はこの点十分考慮せよ、などの批判が
出た。

訃報

須田守正議員



区議会議員須田守正氏(自民)は、
脳栓塞のため療養中のところ、8月1
日逝去されました。六十四歳。氏は昭
和42年以来区議会議員当選二回、この
間、総務財政、下水道促進の各委員長
を歴任、区議会の中堅として活躍され
ました。

なお、この結果、区議会の党派構成
は、自民二十八、社会十、共産六、公
明五、民社三、無所属二となりました。

外山章二収入役



収入役外山章二氏は、急性呼吸不全
のため、8月2日逝去されました。六
十四歳。氏は昭和8年世田谷区に奉職、
総務課長、碓・玉川支所長などを経て、
昭和39年以来収入役二期を歴任。6月
24日三期目に選任され、任期中であ
りました。

イライラ通勤まだまだ ●新玉川線50年開通も不安

新玉川線の早期開通に区議会はいろいろ心を砕いているが、開通は順調に事が運んでも昭和50年10月以降との見通しがいよいよ濃くなった。

今後の工事テンポ

区議会交通対策委員会が、東急、帝都高速交通営団から聞いた話をまとめると、つぎのとおりである。

①新玉川線は、この10月あたりから第二期工事、すなわち、渋谷・環状六号線間および蛇崩川・二子玉川間のほとんどのルートと全線のレール敷設や架線工事にとりかかる。②新玉川線と相互乗入れする地下鉄十一号線(渋谷・日本橋駅間)についても、まもなく帝都高速交通営団(営団)が工事を開始する。③両線を結ぶ地下渋谷駅(渋谷地下アーケードの地下への設置が予定されている)は、営団が施工する方向にほぼかたまり、来春着工する。

④以上三つの工事は、今後二年半ないし三年を要し、順調に進んでも完成は昭和50年10月である。

地下鉄十一号と同時開通

これで明年秋開通への期待は完全に断ち切られた形だが、これまでの経過のなかで、問題点がいくつか浮き彫りされている。

第一は、東急が新玉川線を単独開通させようとは考えず、地下鉄十一号との同時開通を固守していたことである。しかも東急は、当初はその方針を住民や議会の前に明らかにしていなかった。したがって、48年秋に開通させるといふ東急の言明を、住民・議会が掛値なしのことばと受け取ったのは当然である。東急とすれば、そのころには地下鉄十一号線が全線開通とまではいかなくとも、都心近くまで工事が進むことを予測し、それを前提としての48年秋開通の言明であったようである。ところが、営団への敷設免許が出願から

二年を費して昨年4月にやっとおりにおよび、予測が完全にくってしまつた。ここで東急は、新玉川線の開通は昭和50年秋と軌道修正するとともに地下鉄十一号線と工事のテンポを合わせるのが社の方針だとはじめて明言している。いわばひょう変とも受けとれる東急の態度に接して、議会が憤激したのはまだ記憶に新しいところである。以来、住民・議会のあいだに東急に対する根強い不信感がただよっていることはいなめない。

ヤル気なくした東急

第二は、第一の問題と関連するが、東急が新玉川線への投資意欲をすでに失っていることみられることである。このほどの説明で、東急は、48年秋開通のためには第一期工事の途中で第二期工事にとりかからなければまにあわなかったが、引き続き工事資金を注ぎ込むことは社の経営事情が許さなかつたと述べている。事実、昨年暮以来工事はストップしたままである。しかし、資金の問題は、鉄道建設公団からの実質的な融資という形がメドがつき、工事もまもなく再開すると説明している。これをややくわしく言うと、鉄道建設公団が新玉川線の施工者となるが、実際の工事は東急がその委託を受けてあ

地下鉄十一号の見通し

他方、地下鉄十一号線だが、現在、工事にかかわる諸申請の許可待ちといたつたところである。新玉川線開通のカギとみられる地下渋谷駅は、営団・東急間の調整にてまどおり、着工するのは早くても来春だろうという。そして、工期は、清水の舞台」から飛びおるつもりで言っても、二年半以内には絶対縮まらないということである。ところで、50年10月開通というのは、あくまでも着工までの手続きがスムーズに運んだ場合の見通しである。加えて、いくら地下を掘るといっても、地上の住民との折衝が必要だといふ。どれをとっても相手のある仕事である。したがって、許認可や折衝が長びけば、たちどころに工期にハネかえり、開通の見込みがくることは十分に予想される。

議会では、世田谷区関係の国會議員や都議會議員の協力を得て新玉川線の早期開通に取り組んでいるが、いまのところこれといったキメ手はつかめない。へたをすると50年秋開通すらあやしくなりそうな形勢だ。

要は、関係当局や工事にあたる側が、イライラ通勤や二四六公害に悩む住民の立場で、この問題にあたってくれることなのだ。



バスもノロノロ……いつまで続く交通ラッシュ。写真=昭和女子大バス停付近



写真=ボロ市当日に行なわれる代官見廻り。

私の7真井九郎 史跡散歩

ボロ市と代官屋敷

都史跡に指定されている大場代官屋敷を語るには、毎年歳末、年始の十五、十六日に屋敷前通りで開かれているボロ市との歴史の流れを無視することはできない。
大場家所蔵の都重宝指定の文書のなかにボロ市の始まりといえる衆市の制礼がある。



写真=9月30日の第四回設立代表準備会。

結成大会

自治権を

広げる

世田谷区民の会

区長を住民投票で選ばうと各区で準公選条例制定運動が盛んに行なわれている。これを含めた区の自治権を広げる運動は、二十三区議会が一体となって長い間行なってきたものだ。
最近になって、世田谷区を含め、各

区で直接請求という住民の力が加わってきたため、また、超党派の運動ということから大きな波紋となって住民に理解されつつある。そのため、国でも腰をあげざるを得なくなり、第十五次地方制度調査会にこの問題を諮問、目下、早急に検討されている。そういう意味で、この運動は大きく前進しつつあるといえよう。
こんな中で、世田谷区では、昨年度議会の呼びかけで、区の自治権を広げる住民組織「自治権を広げる世田谷区民の会」設立準備が行なわれ、いよいよ11月1日、砧区民会館で旗揚げすることが決定した。
この会は、全区民のパワーで、区長の公選、区財政権の確立、私たちの身近な仕事を区へ移そうという目的で結成されるものである。同様の住民組織は、すでに渋谷区などで結成されて活

天正六年(一五七八年)、当時関東一円を支配していた北条氏政が発したもので、市の日は毎月一の日と六の日の六回開くことや「押買狼籍堅令停止事」押し買いや乱暴することは一切いけな、「喧嘩口論令停止事」(ケンカ沙汰は法度)などきびしく決めてある。この趣意は江戸時代の大場代官にも引き継がれ、四百年もの青空市場の伝統となった。
武家、町人、百姓ともにこの市の日だけは和気あいあいのうちに過ごし、誰でも市を開き自由に売買できることが名物となり、道路の目標は代官屋敷だった。

ボロ市は近在の人たちの農具市、古着市から正月用のウス、キネ、神棚の類が並べられるようになったが農家の作業着を修理したり、ワラジを編むボロが盛んに売られ、このニツクネームがついた。
寛永十年(一六三三)彦根藩主井伊直孝が幕府から世田谷領二十カ村を領地として与えられ、その際初代の代官に土地の有力者大場市之丞吉寛が任命された。以来明治維新まで代官職を世襲で継ぎ十一代、およそ二三〇年におよんだ。

代官は幕府の農政の直接担当で、現在の区役所(住民登録)、税務署(年貢の取り立て)、裁判所(田畑屋敷川原などの争いの仲裁、白州の裁き)、警察(犯罪者の検挙、ケンカ口論の取り締り)の仕事を手引に引き受け、その勢力は大変なもの。
屋敷内の代官居間は名主の詰所よりも一段高いが、隣には切腹の間があり、代官自身も失敗したり、不正があった場合責任を追及されるきびしいものだった。庭内には罪人が出入りする白州門のほか裁きを受ける場所だった白い小石を敷きつめた白州の一部が残されている。

ボロ市ときは「市中見廻り」として代官が、陣笠姿の鉄砲隊、十手片手の捕り方のほか、年寄り、名主人足などを従えて行列で巡視する。こんどのボロ市では十五代大場信邦氏を代官姿に当時の行列を再現するという。

屋敷の内部は一般公開していないが、屋敷内や見廻り行列の模型が、都重宝指定大場家所蔵古文書一五六六点とともに敷地内の区立郷土資料館にある。世田谷一(二九一)八(東急世田谷線上町下車三分)

動している。では、その準備会のもようを報告しよう。

第一回代表準備会は、7月20日に開かれ、前回の拡大準備会で決定した二十九人の委員を三つに分け、それぞれ専門の分科会を設けることにした。
準備会は9月にはいつて活発に行なわれ、その経過は次のとおりである。

7日 第二回の代表準備会で、世田谷区町会連合会会長大場信邦氏を準備会会長に選び、同時に副会長四名と組織、運営、広報の分科会を設置、それぞれの正副分科委員長を決定した。

9日 正副会長と分科会正副委員長が、今後の日程や活動方針を協議した。
16日 代表準備会の三回目と各分科会を開催、結成大会めざして具体準備にはいった。

26日 広報分科会で、チラシ、ポスター、プログラムなどの原案を作成、概算経費を検討した。
30日 第四回全体代表準備会を開き、各分科会の報告に基づき討議がなされ、規約案等を決定。結成大会における役員選挙委員九名、大会運営委員六名を各分科会で選出した。また、事務作業を進める事務局には、準備委員である区議全員が担当することにした。

結成大会は、午後一時から始められ、映画「健康都市への歩み」が上映されたあと、明治大学教授和田英夫氏の講演、経過報告、品川区民の会代表などのあいさつが行なわれる。引き続き、規約、役員などの議事が決定され、大会宣言を採択して、午後四時開会の予定になっている。なお、この大会の費用は、団体、個人の会費のほか、寄付等で行なう予定で、文字どおり世田谷区民の会として発足するわけだ。

今後、区民と区議会が一丸となってこの運動が展開されることになる。この結成大会を足がかりに、区長公選制審議が予定されている国会の動きと相まって、区の行政権限の大幅な委譲、それに伴う財源獲得に、この運動が一段と白熱化していくことが期待される。

今定例区議会でも「区長公選制復活」の意見書が全会一致で議決され、他の二十二区とともに、こぞって運動を強化していく方針である。



総合計画に区の特性を生かす

—自民党—

質問 住民が明るい快適な町づくりに寄せる期待は大きい。当区ではその期待にこたえるため総合計画を打ちたてて実施されつつあることは、わが党としても高く評価している。実施計画は区民利益を優先に区の独自性を打ち出せば、実施財源が非常に少ないので、有効かつ合理的な財政計画をたてよ。

区長 総合計画は今後の世田谷区の道標だ。効率的に実施することを心がけている。区民の健康、福祉を原点として、健康都市宣言、健康サNDERなどを予算化して着実に実行している。行政需要は毎年変化しており、区民の期待にこたえる方向で進めていく。

質問 53年までに下水道工事をすべて完了する自信を持っているか。工事促進のための「下水道公社」を設立し、資金や技術を投入する計画はあるか。

区長・助役 都の考え方が以前よりは積極的になってきているが、53年までに全部完成させるのは不可能だ。八割程度は完成する見込みだ。下水道課の設置は努力している。

質問 下水道工事が促進されると上水道の需要も増大する。だが、区内の水道管は細く古いため、断・減水がますます多くなり、環境の悪化を招く。この際、徹底的に再調査を行ない、都と協力して整備を急げ。

区長・助役 上、下水道は合わせて考える必要は感じている。水道局とも協



区役所の顔、窓口改善を望む声は多い。

議して工事を行なっているのでは不安はないが、さらに連絡を密にし、積極的に意見を申し入れる。



用途地域の指定は住民本位で

—社会党—

質問 経済の発展向上に伴い、資本家優先主義の考え方が産業に結びつき、さまざまな環境悪化を招いている。そのため、企業は大きくふくれあがり、税金は住民に還元されていない。現在行なわれている用途地域地区の改定にはこのような従来までの考え方でなく、都が示した「生活優先」、「人間尊重」の新しい基本方針をつかむことが目的達成のカギとなる。そこで、区はどのような方針でのぞんだか。はじめての住民参加である地元説明会では住民に対する配慮が欠けていたのではないか。

代表質問

／諮問案である第二次区試案をなぜ区民に公開しなかったか。また、最終案は色刷りのわかりやすい地図が全戸配布されるか。

区長・助役 都の基準案に沿って進めている。経済、資本家優先などは絶対に考えていない。第二次区案は建設常任委員会には提出したが、全区民にはまにあわないので作成しなかった。最終案がまとまれば当然配布する。

質問 都市整備計画審議会の臨時委員に住民運動代表がオミットされていた三名欠員のまま発足し、六回目の会合でやっと二名だけ補充され、一名は欠員のままだ。これではかくれみの的な存在の審議会ではないのか。

区長 断じてそのような考えは持っていない。



都市公害を打ち破る環境保全を

—共産党—

質問 日本列島改造論に見る都市政策は、東京の過密と公害を一層激しくし、

物価上昇を招くのは必至だ。区は押し寄せる都市公害に対してどのようなようにして区民のいのちとくらしを守るのか。みどりの保存条例や草刈り条例を充実させるなど、区の環境保全に対する姿勢を示せ。

区長 環境問題には力を入れている。各区市ともそれぞれ個性があり、すべて完全には行なえない。財源や権限も制約されているが、総合計画をたて施策を講じている。健康サNDERは好評を得て区の環境づくりに役だっている。

質問 老人に対する国の施策には、年金をアップさせるなどの改善が必要だ。一方、地方自治体にもきめこまかい行政が要請される。都で老人医療費を無料化したのが、実際には看護料など私費負担が多額にかかる。これを区で補助できないか。電算機による医療券の発行、職業紹介、電話サービスなど親切的な施策を打ちたてよ。

区長 背のびをしてでも老人対策を講じる考えだ。都・国・二十三区一体となつているので、抜け駆けはできないが、歩調を合わせて努力していく。

質問 水害に対する適切な手が打たれていない。河川や側溝を改修する積極的意欲に欠けている。被害が出るのは定期的に清掃しないのも一因だ。思いきった予算で抜本的な対策を考えるべきである。



みどりの保護を強力に行なえ

—公明党—

質問 環境の悪化は都内の緑を奪い、自然を破壊している。区内の街路樹を自分の都合で勝手に切ったケースがある。区は街路樹の実態を把握しているのか。緑の監視体制を強化し、罰則規定を設けよ。また、良種の苗木の取得育成のため近県に苗圃を求めよ。樹林所有者の地租税を助成するなど積極的な緑化対策を行なえ。

区長・助役 樹木台帳はつくっていないが、保存に努力している。街路樹に対する罰則は決め手がない。苗圃はできるだけつくる。個人の緑化には樹木保存に対しての助成をしていく。

質問 多摩川河川敷を借りる構想を持

っているか。

助役 造成されれば、条件つきでも借りるつもりだ。

質問 用地買収は可能な限り先行取得していけ。

助役 財調の関係で区が自由に用地取得できないが、絶対に必要な学校用地などは都でも認めざるを得なくなつてきている。できるだけ努力する。

質問 保健センター設立に対する区の具体的構想は。

区長 健康都市行政としての一拠点とする。具体的には付属機関で検討中だ。

質問 新設の環境部の具体施策は何か。

助役・環境部長 各部バラバラだった環境行政をまとめたばかりで、具体策はこれからだ。他区に負けない意欲とアイデアで対処したい。



便利な窓口サービスセンターをつくれ

—民社党—

質問 窓口の民間委託などの具体策が盛り込まれた窓口改善実施委員会の最終報告概要が発表されたが、窓口行政がこれだけで十分といえるか疑問だ。一つ一つの窓口ですべてが完全に処理でき、しかも住民の意思が的確に反映される「窓口サービスセンター」をつくるべきだ。そこを権威ある機関とし、住民が便利に利用できるものであれば、行政のイメージアップにもなる。

区長 相談業務は以前から行なっているが、住民に意思を反映させる機関であれば人員や財源が必要だ。既存の施設を利用して開設準備にかかる。

質問 昼休み時の受付がいまだに実行されていないのは、理事者の努力不足と執行体制が悪いためではないのか。組合とも十分話し合い、早急に実現させよ。

助役 交替制をとるにしても職員の休憩場所など、各種の要望があるので、もう少し検討させてもらいたい。

質問 通学区域を変更する場合、児童数だけでなく、通学路の安全性も検討せよ。

教育長代理 交通安全を十分に配慮して、交通事情など社会情勢に合った通学区域を設定していく。



少なくなった区内の畑（城山小付近）



被害が出た北沢川梅丘付近下水道工事現場。

悪例となる寄付は 許可するな

質問 喜多見小の完成祝賀会に際し、賛助会の名で付近住民に寄付を許可した。悪い慣例としないために不許可にすべきだ（共産）。

区長・総務部長 申請は法的にもその趣旨からも不許可にする理由がないので許可した。住民からあまり援助を受けるべきでないとは考えている。

質問 小田急線の地下化促進について

区はどのような手を打ったか。区の考え方はどうなのか（社会）。

区長 区選出国会議員を招き意見を聞いた。区としては、都議も招き、区議会と相談して関係者による協議を早急に行なう予定だ。

質問 夜間における区の電話受付の対応が悪い。応答録音装置を設置するなど改善せよ（公明）。

助役 宿直員が警備員に替ったため、不明な点が多く苦情を受けている。応答装置は設置し、指導を徹底する。

質問 奥沢センタービルにファミリーショップが開店したが、これと造成組合との関係は。また、組合への融資はできるのか。脱落した組合員救済の話はいはついたか（社会）。

企画部長 ファミリーショップは組合とは別の法人だが、再建するという方向は同じだ。組合へ直接融資はできないのでファミリーショップが組合かへ

一般質問

くら買い取る形になる。ファミリーショップに開店した十四名の組合員の結束をはかっている。

設備万全の 保健センター建設を

質問 新設される保健センターには、がんの早期発見も検査できる最新の設備を備えよ。全区民の健康手帳をつくる意思はあるか（自民）。

助役・環境部長 可能な限りの部門を設け、設備の充実をはかる。専門家を含む諮問委員会で検討中だ。健康手帳は保健センター開設後、実施できるように検討していく。

質問 農地の宅地なみ課税が実施されれば区内の農業は激減する。区長は国へ強く働きかけ、これを粉碎せよ。また、野菜の即売助成強化など区独自の都市農政策を講じよ（共産）。

区長 法律は区の力ではどうにもならないが、可能な限り努力をする。

質問 草刈り条例が施行されても、区内の空地には雑草がいつばいだ。住民の協力をどうとりつけるのか（無所属）。

環境部長 付近住民からの報告を依頼しているが、住民自身の協力がないと条例の執行はむずかしい。

質問 街路灯を私道にも設置して、犯罪のない明るい町づくりに努めよ（公明）。

環境部長 明るさが大きい水銀灯への切替え事業が今年度で終わる。今後は私道にもできるだけ助成していく。

質問 都に火葬料金の統一をはかるよう要請せよ。また、中小企業の融資制度を改善できないか（公明）。

助役・区民部長 私営火葬場をすべて都営にはできないが、料金格差のないよう都に改善要求する。融資制度改善は金融機関とも話し合って研究する。

質問 年金制度が不十分なため、老後の生活は非常に不安だ。区は老人専門の機関をつくり取り組め。高齢者相談など最大の努力をせよ（無所属）。

厚生部長 権限や財源上の問題から区で老人専門機関は設置できない。職業指導や専門指導員制度などはプロジェクトチームをつくり検討している。

下水道工事に伴う 被害をなくせ

質問 下水道工事は安全性を第一に考えよ。北沢川の溢水は工事の着工と時期が大きな原因だ。羽根木公園からの鉄砲水にも至急施策を講じよ（社会）。

下水道工事で事故が起きた場合、都区内で補償の取り決めをしたか。中断された工事に対する区の施策は（自民）。

土木部長 下水道局に被害個所の掘り下げを要求し、パイプ工事の早期完成を促している。地元説明会も行ない、かかる事故の起きないよう万全を期す。鉄砲水にも耐えるよう手を講じている。施工上のミスは業者が責務を負うことになっている。

質問 下水道工事の私道助成をできるだけ強化し、私費負担をなくせ。また私道を公道化する規制はゆるめられないか（共産党）。

助役・土木部長 全額助成の方法を調

査して、できる限り多額助成する考えだ。下水道工事の関係もあり、区道の規準は改めていく。

質問 業者に委託している公園などの清掃事業は管理が不十分だ。契約どおり執行しているかチェックする方法を検討せよ（自民）。

土木部長 効果的な方法を研究する。監督指導も強化し、不良業者には厳重に注意する。

質問 従来の道路用地取得方法は法律違反だ。明らかな違法行為は許せない。区の考えは（社会）。

助役・土木部長 道路認定行為にこまかい規定がなく、違法とする行政実例もない。二十三区の法務担当で調査中だ。現行方式が最善とは考えていない。

特殊学級を幼稚園にも 設置せよ

質問 幼児期における教育は長い人生の中で最も重要なものだ。幼稚園に特殊学級を設けられないか（無所属）。

教育長代理 中教審の答申に基づき、区の幼児教育を考えていく。幼稚園にも特殊学級を設置する考えだ。

質問 特殊学級の生徒の才能を生かす工夫を講じよ。長期欠席児童に先生を派遣できないか（無所属）。

教育長代理 養護学園を設けているが、先生も少なく完全教育は困難だ。当面は訪問学級の設置を検討している。

質問 増改築後の仮校舎の取り壊しが遅い。予算年度内に一緒に組みめないか。希望丘小新設の見通しと対策は（共産）。

教育長代理・企画部長 最近では新校舎ができればすぐ取り壊している。年度内にこの予算が組めるように努力する。希望丘小の着手予定が5月ごろになるので、その間は船橋小などに仮教室を設置して対処する。

質問 学校内の遊具は定期的に点検しているか。事故があった場合の責任は誰が負うのか（自民）。

教育長代理 各学校長が管理しているが、保守専門の業者に委託し、定期的に一斉点検する予定だ。事故の責任は区が負う。

請願陳情

9月29日の本会議で、各委員会の審査を終った請願・陳情三十一件が議決された。このうち地域地区指定に関するもの十一件が含まれている。また、今回新規に付託されたもの三十三件、継続審査のもの四十八件である。

■採択 六件

◇保養所新設に関する請願
◇保育園舎改築に関する請願（世田谷保育園）

◇側溝（下水溝）整備新設に関する請願（喜多見八・四区道際）

◇用途地域地区指定に関する請願（上馬五丁目一部地域）

◇第一種住居専用地域指定に関する請願（弦巻五丁目一部地域）

■意見付採択（一部採択） 十九件
◇日中国交回復促進に関する請願
― 願意に沿うよう努力する。

◇コミュニティセンター設立に関する請願（二子玉川地域）
― 地域の特長等を勘案し、総合計画の中で早急に実施されるよう努力された。

◇ガス代値上げ反対に関する請願
◇ガス料金の大幅値上申請の撤回要請に関する陳情
―（以上二件）願意に沿うよう関係機関に要請したい。

◇児童館設立と学童保育舎併設に関する請願（二子玉川地域）
― 願意に沿うよう努力された。

◇道路の補修並びに側溝改善に関する請願（二四六号中里周辺）
― 願意に沿うよう関係方面に働きかけられた。

◇新用途地域地区指定に関する請願（上馬二丁目地域）

◇用途地域指定替えに関する請願（成城五・六丁目一部地域）

◇用途地域指定替えに関する請願（成城五・六丁目、祖師谷三丁目一部地域）

◇地域区分に関する請願（南島山五丁目地域）

◇用途地域指定等に関する請願（南島山四・五丁目一部地域）
―（以上五件）指定基準と現状を加味し、住民の意向を十分尊重しながら願意に沿うよう努力された。

◇道路舗装と側溝新設に関する請願（北島山六丁目三・六番先）

◇児童公園設置に関する請願（玉川一丁目、瀬田一丁目地域）

◇第一種住居専用地域指定等に関する請願
できない。こんな愚かな自治体が欧米には見当たらない。地方警察行政の長なども、知事や市町村長の権限下におかれていま

ひらば

区議会だより、また各行政全般に対する意見や要望をお寄せください。なお、編集後記の内容を要約することもあります。

「三割自治」の解消を急ぐ

世に「三割自治」という俗言がある。都知事も就任以来、たびたび権限の弱さを嘆いているように、光化学スモッグ対策一つにしても、自動車の運行規制は都知事の権限ではできない。運輸行政、警察行政は国の行政機関の長の権限に属している現政治下では、警視庁とか県警とかの長の協力を得なければならぬ。普通地方公共団体にしろ特別地方公共団体にしろ、名称は「地方自治法」という立派な法によって組織が設定されてはいませんが、完全な「自治権」を有している地方自治体はわが国には一つも存在しない。誠に残念なことです。特別区の場合、われわれ区民の代表者であり区の首長である「区長」を、区民が直接選挙することも

大方の識者や心ある市、区民が、「自治権」の獲得に心を砕き努力を重ねていることは当然であります。国の権力を集中強化してきたわが国政の目的志向の惰性から、戦後二十六年、口を開けば民主主義、民主的などと、馬鹿のひつつ覚えのようにやかましい今日、いまだに中央集権的潮流から脱出できず、「自治権」一つすら満足に有しない市民は（知事も区長も含めて）何と気の毒なことか。

区の行政事務は地方自治法第二八一条に定められているように重要なことがたくさんあり、一日も遅延たり得ないが、百パーセントとまでは行かないまでも、何とか「三割自治」の汚名を解消することが先ずは肝要だと思います。
新町二丁目二十一 山田積重

（船橋三・五丁目、経堂三・四丁目一部地域）
―（以上三件）願意に沿うよう努力された。
◇建ぺい率・容積率の修正に関する請願（祖師谷一・三丁目地域）
― 世田谷区全体の計画を考慮し、願意に沿うよう努力された。

◇校舎改築に関する請願（城山小）
◇区民並びに区内小中学校の保健・山の施設設置に関する請願
◇大型自動車規制に関する請願（桜新町二丁目、弦巻四丁目先道路路）

◇公害対策に関する請願（榎差産点付近）
―（以上四件）願意に沿うよう努力された。

■取下承認（一部採択） 五件
◇旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願
◇保育園建設に関する請願（代田都営住宅地域）

◇マンション建設反対に関する請願（宮坂三丁目七番先）
◇近隣商業地域についての請願（祖師谷昇進会地区）

◇近隣商業地域についての請願（世田谷工高前地区）

■一部意見付採択一部不採択 一件
◇交通規制に関する請願（成城一・二丁目地域）
住宅街での減速徐行・バスターミナルの設置・舗装改良と歩道新設の件
― 願意に沿うよう努力された。

六間道路の北から南への一方通行・大型車両規制の件
― 願意に沿いがたい。

■新規付託分 三十三件

◇図書館分室を有する児童会館建設促進に関する請願（東急砧本村駅跡地）
◇日照権等に関する請願（世田谷保育園隣接地）

◇細網七号建設促進に関する請願
◇道路網整備促進に関する請願（祖師谷大蔵駅周辺）
◇谷川の改修に関する請願（砧地域）

◇日照権に関する請願（宮坂三丁目二・一八番地先）
◇児童遊園設置に関する請願（奥沢二・五丁目地域）

◇日照権等に関する請願（奥沢七丁目三・四番地）
◇校舎増築に関する請願（芦花小学校）
◇立中学校校舎改築費の増額等に関する請

願
信号機設置に関する請願（城山通り）
交通規制等に関する請願（桜四・五丁目地域）
区長の準公選条例制定に関する請願
光化学スモッグ防止の緊急対策の促進を要求する請願
緑化推進に関する請願
私鉄運賃値上げ反対に関する請願
保育園建設に関する請願（代田一・二丁目、代沢四丁目地域）
丸子川改修に関する請願（岡本二丁目地域）
児童遊園建設に関する請願（奥沢四丁目、東玉川二丁目地域）
溝渠・暗渠の改修に関する請願（船橋一・三丁目地域）
作業員宿舎建築反対に関する請願（給田一丁目四番）
浸水被害の抜本的対策に関する請願（世田谷二丁目、桜一・三丁目地域）
排水管設置に関する請願（粕谷三丁目地域）
児童遊園地設置に関する請願（太子堂二丁目地域）
細網七号線道路延長反対に関する請願二件
第一開発マンション建設反対に関する請願（玉川一丁目九番）
私道舗装および排水溝新設に関する陳情（玉川三丁目地域）
校舎改築鉄筋促進に関する請願（太子堂中）
図書館増設に関する請願
都立高校の学級数増等に関する請願
大型車両交通規制に関する請願（奥沢一丁目地域）
一方通行規制に関する請願（奥沢五丁目地域）

編集後記

○下水道枝線工事の契約議案がにぎしく登場しています。この夏の豪雨で、いまさらながら下水道の必要を痛感したところでは。はたしてこれらの議案が下水道布設の促進剤となるか、今後は注目されます。
○ページの計報のとおり、区議会は有数の論客を失い、執行部も誠実な行政マンを失いました。とりわけ須田議員の下水道促進論は党派を越えて耳を傾けさせていただけに、ひとしお心残りのものがあります。
○46年度決算をおもな議題とする11月定例会は、初旬開会と思われず。
傍聴のお問合せは区議会事務局
(412) 一一一内線五九〇～五九八まで。